

大治町議会定例会（第4日）

令和7年12月19日

令和7年12月大治町議会定例会会議録（第4号）	
招集年月日	令和7年12月19日
招集の場所	大治町議事堂
開 議	12月19日 午前11時00分 宣告（第4日）
応 招 議 員	1番：池田耕介 2番：八神太紀 3番：手嶋いずみ 4番：後藤田麻美子 6番：鈴木 満 7番：三輪明広 8番：若山照洋 9番：松本英隆 10番：林 健児 11番：吉原経夫 12番：林 哲秀
不応招議員	なし
出席議員	応招議員に同じ
欠席議員	不応招議員に同じ
地方自治法 第121条 第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長：鈴木康友 教育長：梶浦寿男 総務部長：安井慎一 福祉部長：大西英樹 教育部長：水野泰博 総務部次長兼税務課長：加藤 謹 福祉部次長兼民生課長：猪飼好昭 建設部雨水対策監兼都市整備課長：済田茂夫 総務課長：吉田美穂 財政課長：富田伸司 防災危機管理課長：山田繁樹 企画政策課長：水野 学 収納課長：加藤真二 長寿支援課長：松木田英作 保険医療課長：水野克哉 保険医療課主幹：鈴木雅之 住民課長：立松 修 子育て支援課長：古布真弓 多世代交流センター所長兼介護・障害認定審査課長：立松 浩 保健センター所長：森本健嗣 下水道課長：後藤丈顕 都市整備課主幹：八神幸夫 産業環境課長：伊藤高雄 学校教育課長：太田悦寛 社会教育課長兼公民館長：加藤裕一 スポーツ課長兼スポーツセンター館長：佐藤友哉 会計管理者兼会計室長：石塚秀樹
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長：横井宗宣 係長：櫛田初代

○町長提出議案の題目

議案第75号 令和7年度大治町一般会計補正予算（第5号）

議案第76号 令和7年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第77号 令和7年度大治町下水道事業会計補正予算（第3号）

議案第78号 大治町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

議案第79号 大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第80号 大治町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議員提出議案の題目

発議第6号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について

○議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和7年12月大治町議会定例会議事日程

(第4日)

令和7年12月19日(金) 午前11時開議

1 開議宣告

2 議事日程の報告

日程第1 議案第66号 令和7年度大治町一般会計補正予算(第4号) 《採決》

日程第2 議案第67号 令和7年度大治町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
《採決》

日程第3 議案第68号 令和7年度大治町介護保険特別会計補正予算(第2号)
《採決》

日程第4 議案第69号 令和7年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
《採決》

日程第5 議案第70号 令和7年度大治町下水道事業会計補正予算(第2号) 《採決》

日程第6 議案第71号 大治町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について
《採決》

日程第7 議案第72号 大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 《採決》

日程第8 議案第73号 大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大治町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
《採決》

- 日程第9 議案第74号 大治町下水道条例の一部を改正する条例について《採決》
- 日程第10 議案第75号 令和7年度大治町一般会計補正予算（第5号）《提案説明等》
- 日程第11 議案第76号 令和7年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
《提案説明等》
- 日程第12 議案第77号 令和7年度大治町下水道事業会計補正予算（第3号）
《提案説明等》
- 日程第13 議案第78号 大治町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について《提案説明等》
- 日程第14 議案第79号 大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
《提案説明等》
- 日程第15 議案第80号 大治町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について《提案説明等》
- 日程第16 議案第6号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について
《提案説明等》
- 日程第17 人権擁護委員候補者を推薦するにあたり議会の意見を求めることについて
(熊澤貞子氏)
- 日程第18 人権擁護委員候補者を推薦するにあたり議会の意見を求めることについて
(若山雅子氏)

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前11時00分 開議

○議長（若山照洋君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第66号から日程第5、議案第70号までを一括議題とします。

議案第66号から議案第70号について、予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長どうぞ。

○予算決算常任委員長（鈴木 満君）

予算決算常任委員会に付託されました事件の結果について、会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

去る12月9日の本会議において当委員会に審査を付託されました議案につきましては、12月11日に総務建設分科会、12月12日に文教厚生分科会を開いて審査を行い、本日、委員会の全体会を開き、各分科会委員長の審査報告を受けました。

その結果、議案第66号、67号、68号、69号、70号の5議案につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（若山照洋君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

まず、議案第66号令和7年度大治町一般会計補正予算（第7号）について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第66号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第67号令和7年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第67号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第68号令和7年度大治町介護保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第68号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第69号令和7年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第69号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第70号令和7年度大治町下水道事業会計補正予算（第2号）について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第70号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第71号から日程第8、議案第73号までを一括議題といたします。

議案第71号から議案第73号について、文教厚生常任委員長から報告を求めます。

文教厚生常任委員長、どうぞ。

○文教厚生常任委員長（手嶋いずみ君）

文教厚生常任委員会は12月12日に開会しました。本委員会に付託されました事件は審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により報告いたします。

議案第71号大治町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてにつきましては、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

質疑はありませんでした。

議案第72号大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

を改正する条例についてにつきましては、全員賛成で可決すべきものと決定しました。  
質疑はありませんでした。

議案第73号大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大治町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてにつきましては、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

質疑はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（若山照洋君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

まず、議案第71号大治町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第71号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第72号大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第72号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第73号大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大治町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第73号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第74号大治町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第74号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員長、どうぞ。

○総務建設常任委員長（三輪明広君）

総務建設常任委員会は12月11日に開会しました。本委員会に付託されました事件は審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

議案第74号大治町下水道条例の一部を改正する条例について、多数賛成にて可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

専属から選任に変える条例だが、専属は営業所ごとに兼ねることができないが、選任

だと可能になる。何カ所で兼ねることができるのかの問いに対しまして、同一都道府県の営業所に限るということで、件数などの定めはないとの答弁でした。

以上で御報告終わります。

○議長（若山照洋君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

11番吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。議案第74号大治町下水道条例の一部を改正する条例に反対します。

災害その他非常な場合において例外を認める部分に関しての部分は当然賛成するものでありますが、愛知県下水道協会に登録されたものを専属から選任に緩和する部分に関して反対します。この条例改正によって条例上は愛知県内全ての市町村で一人の者を選任することが可能となっております。実際には行わないことかもしれませんが、この条例改正は工事の実施条件の緩和になります。よって議案第74号大治町下水道条例の一部を改正する条例に反対します。

○議長（若山照洋君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

2番八神議員どうぞ。

○2番（八神太紀君）

2番八神太紀です。議案第74号大治町下水道条例の一部を改正する条例について賛成の立場で討論させていただきます。

今回の条例改正は多様な働き方への対応や、限られた人材を有効に活用するという観点から見直しが行われたものと考えます。これまで愛知県下水道協会に登録されたものが専属する業者とされていた要件を、愛知県下水道協会に登録された者を選任する業者へと改める内容となっております。この改正により複数の営業所において人材の兼任が可能となり、より柔軟な人材配置が実現されるとともに人手不足の解消にもつながると考えられます。以上の理由から、本条例改正に賛成するものです。

○議長（若山照洋君）

これで討論を終わります。

これから、議案第74号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（若山照洋君）

起立多数です。したがって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第75号令和7年度大治町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。町長から提案理由の説明を求めます。

町長どうぞ。

○町長（鈴木康友君）

議案第75号令和7年度大治町一般会計補正予算（第5号）。

令和7年度大治町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3311万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億6663万6000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。令和7年12月19日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、人事院勧告に基づく給与の改定等による人件費の増額及び特別職の給与等の減額の補正を初め、総務費において庁内のDX化推進を目的に電算用備品購入費として2万7000円計上し、民生費において物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援することを目的に物価対応子育て応援手当支給事業費として1億2509万5000円計上し、消防費において災害対応に従事する者の装備の充実を図ることを目的に消防団運営費を10万1000円増額するものでございます。

歳入におきましては、物価高対応子育て応援手当支給事業に係る国庫支出金として1億2509万4000円計上し、ふるさと納税寄附金として2万円、企業版ふるさと納税寄附金として10万円計上し、財政調整基金繰入金を786万5000円増額するものでございます。また、繰越明許費の設定及び地方債の補正を行うものでございます。

○議長（若山照洋君）

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11番吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。ちょっと全体的なことですが、まず交通費、通勤手当も後のほうに載っている条例改正で出ているんですが、条例改正で出ていて、ちょっとこの補正予算の中に通勤手当がちょっと載ってないような、ちょっと載っていたらですが、気がするんですが。あと会計年度任用職員も交通費も通勤手当に準じてだと思うんで、そこら辺の説明と、あと、会計年度任用職員ちょっと条例上、地域手当、子育て手当、そこら辺は出ないのか。ちょっと載ってないんですね。そこら辺はちょっともう少し、予算内におさまると補正予算出さないという原則もあるもので、そこでちょっと細かい説明をいただきたいということと、16ページ17ページをお願いいたします。特別職の中で副町長の減額があったんですが、これ何カ月分なんですか。今ちょっと副町長不在の分だけなのか。何カ月の減額なんですか。2点お願いいたします。

○総務課長（吉田美穂君）

まず初めに、通勤手当の御質問です。通勤手当につきましては、人事院勧告に伴う増額を、また現在の支給と再計算をさせていただきまして、再計算をした結果、増額補正が必要な課につきましては金額のほうを計上させていただいております。費用弁償につきましても以上となります。

また、副町長の報酬の関係、給料の関係につきましては、副町長退任した後のお給料の分を全額減額しておるものとなりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（若山照洋君）

他にございませんか。

吉原議員、どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

まず1点目で、会計年度任用職員には地域手当などはない、地域手当ちょっともう少しこれを機にちょっと質問したいんですが、大治町職員の手当にあって会計年度任用職員にない手当、ちょっとそれを教えてもらえると、ちょっと条例今少し見たんですが少しわかりにくかったんで教えていただけたらということと、副町長退任してからって言うと4月に退任したのかな、だったかな。結局12月末までなのか3月末までなのか。いつまでなんですか。

○総務課長（吉田美穂君）

まず初めに、会計年度任用職員の手当等どうなっているのかという御質問ですが、会計年度任用職員につきましては、報酬の中に地域手当のほうも加味されております。また、会計年度任用職員につきましては期末手当、勤勉手当等が支払われているという形になります。費用弁償のところ通勤の部分もお支払いをさせていただいております。副町長につきましては、3月末までの分を減額させていただいております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

吉原議員、どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

今、副町長の件に関しては3月末までということで、今のところいないからですが、これ町の方針として3月末までは、町長の方針って言ったほうがいいかな。町長の方針として3月末まで一応置かないと。当然、行政側と補正予算組むときに考えられておられるんで、そういうことなのか。たまたま今いないから3月末まで削減、補正予算減らしたということなのかどちらなんですか。

○町長（鈴木康友君）

このたびの副町長の減額につきましては、行財政改革推進委員会等でもさまざまな予算の削減を行っております。現在不在の分につきまして、年度末まで減額をさせていただきます。またこの副町長のみならず、その他必要な経費があった場合には補正にて対応させていただき御説明をさせていただきということで御理解をお願いします。

○議長（若山照洋君）

他にございませんですか。

12番林 哲秀議員どうぞ。

○12番（林 哲秀君）

12番林 哲秀でございます。4ページの通学路整備費の繰り越しなんですけど2300万、これ行政のほうも見積もりをとるときに、業者のほうも当然道路を掘削するわけですから、なぜこの時点で気づかなかったのか。少し怠慢に思えるんですけども。それともう一つ工事はまだ未定だと思うんですけども、せっかく初年度から上げてきてね、僕はその見積もりの段階でわからなかったかなというのは非常に疑問ですけど、お願いします。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

議員の御指摘ですけど、今回の設計につきましては業者からの見積もりではなく、職員が現地に向かい測量を行い、その時点で掘削の土量とかを測りに行きますので先に見積もりをとったということはありません。で、その中で、測っている中でガードパイプの位置とかを確認している中で、水道管の位置とガードパイプの位置が一緒だということが判明しましたので、その後、水道局と協議をしているということになりますのでよろしく願いいたします。

○議長（若山照洋君）

他にございませんか。

林 哲秀議員どうぞ。

○12番（林 哲秀君）

今、事前に調べてやってわかったということなんですけど、その時点でも下にあるこ

とがもうわかっとなるわけです。調べておると思うんですけど。なぜそれに気づかなかったかということなんです。ただ、表向きだけやっていいやというふうを考えとって非常に曖昧だと思いますし、打算だと思いますよ、このことは。そこら辺どうですか。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

議員のおっしゃるとおり、一番初めの当初予算のときにわかっていたらよかったですけど、今回に関しましては先ほども言いましたように6月で補正を出させていただいた後に、職員のほうが現場のほう測らせていただいております。その場で水道局の管があるのを判明しまして、その管の大きさっていうのが150ミリから300ミリと西條全体を網羅するような水道管でありましたので水道局と協議したところ、移設が必要というふうになってきましたので現在に至っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（若山照洋君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第75号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第75号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第75号を採決します。

議案第75号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第76号令和7年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（鈴木康友君）

議案第76号令和7年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和7年度大治町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6119万8000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和7年12月19日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、歳出におきましては、人事院勧告に基づく常勤職員の給与の改定に準じ、会計年度任用職員の報酬等を20万1000円増額するものでございます。これらの財源として、職員給与費等繰入金を充てるものでございます。

○議長（若山照洋君）

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第76号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第76号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第76号を採決します。

議案第76号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第77号令和7年度大治町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長どうぞ。

○町長（鈴木康友君）

議案第77号令和7年度大治町下水道事業会計補正予算（第3号）。

令和7年度大治町の下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の予算額の総額に70万円を追加し、収益的収入総額を4億20万3000円に、収益的支出総額を3億6404万4000円とする。令和7年12月19日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、人事院勧告に基づく給与の改定による人件費の補正として、収益的支出におきましては総係費を70万円増額するものでございます。収益的収入におきましては他会計補助金を70万円増額するものでございます。また、起債の利率におきましては、利率の上昇により3%から4%へ改めるものでございます。

○議長（若山照洋君）

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11番吉原経夫議員、どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

吉原経夫でございます。証書の借入れの利率の上昇の件ですが、3%が4%と大分金利も上がってきてる。日銀が政策金利を上げるということで、これ4%でおさまるのかどうか。おさまる予定だとは思いますが、そこら辺見込みはどうでしょうか。もしおさまらなかったらどうなるのでしょうか。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時33分 休憩

午前11時33分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を始めます。

財政課長どうぞ。

○財政課長（富田伸司君）

下水の借入れの利率でございますが、こちらは財政融資になります。財政融資ですと、直近のもので30年の償還で5年の据え置きというものがございまして、そちらは今現在で2.9%となっております。そのため3%から4%に今回補正させていただくというものでございます。こちらのほうもあくまで予算のほうで何%以内というふうに上限を定めておりますので、こちら借入れがまた3月、4月、5月ぐらいになるかと思えますけれども、そこでは4%を超えないだろうという推測のもと、4%というふうに今回補正をさせていただいております。以上でございます。

○議長（若山照洋君）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第77号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第77号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第77号を採決します。

議案第77号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第78号大治町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長どうぞ。

○町長（鈴木康友君）

議案第78号大治町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和7年12月19日提出、大治町長。

この案を提出するのは、特別職の国家公務員の給与改定に準じ、大治町特別職の期末手当を改定するためでございます。

○議長（若山照洋君）

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11番吉原経夫議員、どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

ちょっとわかりにくいので教えていただきたいんですが、第2条の教育委員会教育長の給与の点ですが、第2条第3項ただし書き中で、100分の125を100分の127.5と、最初に書いてあるのが夏のほうで、100分の172.5を100分の177.5は冬の期末手当でいいのかというのと、6で附則に次の1項加えるということで今、100分の177.5にしたんですが、関わらずということで、もとのままの100分の172.5ということですが、ここのちょっと説明をしていただきたいと思います。

○総務課長（吉田美穂君）

第2条第3項ただし書き中の100分の127.5につきましては常勤職員の12月期の率になります。その下、100分の172.5を100分の177.5につきましては特別職の率、12月期の率となります。附則に次の1項を加えさせていただきましたのは、教育長の期末手当につきましては本町では政策的判断をして、こちらの率については夏の率と、12月期につきましては従前の率でお支払いをするというような内容の改正となっております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他に。

吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

上は職員、下は教育長、特別職ということで理解できまして、ただ、まずこの条例改正ですが町長の分も含まれてありますが、町長は特例で年間800万ということで変わらないと思うんですが、そこら辺の確認と、今、教育長、従前のおりということで、これは議員も従前のおりにしたのでそれと同じというか、やっぱり財政的なこともあって同じ考え方でやられたのか。その2点をお聞きします。

○総務課長（吉田美穂君）

まず初めに町長の給与に、期末手当につきましては、令和7年9月議会で大治町長の給与の特例に関する条例のほうを制定させていただきました。その中で附則で令和7年12月の期末手当の額について定めておりますので、町長につきましては、その特例条例における期末手当の額でお支払いをするというような形となります。

2点目、教育長の期末手当を従前の率とさせていただきますのは、先ほども答弁させていただきましたとおり、政策的判断でそのまま従前の率をとということで、今回上げさせていただきます。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第78号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第78号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第78号を採決します。

議案第78号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第79号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長どうぞ。

○町長（鈴木康友君）

議案第79号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和7年12月19日提出、大治町長。

この案を提出するのは、人事院勧告に準じ、給料月額、期末手当及び勤勉手当の改定並びにその他手当を改定するためでございます。

○議長（若山照洋君）

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第79号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第79号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第79号を採決します。

議案第79号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第80号大治町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長どうぞ。

○町長（鈴木康友君）

議案第80号大治町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和7年12月19日提出、大治町長。

この案を提出するのは、常勤職員の給与改定に準じ、パートタイム会計年度任用職員の給与を改定するためでございます。

○議長（若山照洋君）

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第80号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第80号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第80号を採決します。

議案第80号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時46分 休憩

午前11時47分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を始めます。

日程第16、発議第6号地方税財源の充実確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

3番手嶋いずみ議員どうぞ。

○3番（手嶋いずみ君）

発議第6号地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。令和7年12月3日提出。提出者、大治町議会議員、後藤田麻美子、手嶋いずみ。

地方税財源の充実確保を求める意見書。要約して提案説明いたします。

地方財政は人件費の上昇や物価高騰による歳出増の要因が拡大し、これまでのように、人件費や投資的経費等の削減により、社会保障関係費の増大を吸収するという構造から大きく変化している。今後も、地方公共団体が少子化対策やDX・GXの推進、地域経済の活性化、防災減災対策の強化や、老朽化するインフラ整備等の取り組みを着実に推進することができるよう地方税財源の充実確保を図る必要がある。よって政府におかれては、地方公共団体が増大する役割を果たし、住民に十分な行政サービスを提供できるよう、以下の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

1、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を増額確保すること。

1、年収の壁のさらなる見直しやガソリンの暫定税率の廃止については、地方財政への影響を十分考慮し、地方の減収に対しては代替となる恒久財源を確実に措置すること。

1、地方交付税については、引き続き総額を確保すること。臨時財政対策債については新規発行額ゼロを継続するとともに、償還財源を確実に確保すること。中長期的な視点で、臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度を確立すること。

1、地方税の一層の充実を図るとともに、税源の偏在性が小さく、税収の安定性を備

えた地方税体系を構築すること。

1、国が全国一律で行う子ども・子育て政策の強化に伴い生ずる地方負担の財源については、国の責任において確実に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、以上です。

○議長（若山照洋君）

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています発議第6号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています発議第6号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第6号を採決します。

発議第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、発議第6号は可決されました。

日程第17、人権擁護委員候補者を推薦するにあたり、議会の意見を求めることについてを議題とします。

町長の説明を求めます。

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前11時52分 休憩

午前11時54分 再開
~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長どうぞ。

○町長（鈴木康友君）

人権擁護委員候補者を推薦するにあたり議会の意見を求めることについて。

現人権擁護委員の熊澤貞子氏は、令和8年3月31日をもって任期満了となり、引き続き人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

○議長（若山照洋君）

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は熊澤貞子さんを適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。

したがって、熊澤貞子さんを適任とすることに決定しました。

日程第18、人権擁護委員候補者を推薦するにあたり議会の意見を求めることについてを議題とします。

町長の説明を求めます。

町長どうぞ。

○町長（鈴木康友君）

人権擁護委員候補者を推薦するにあたり議会の意見を求めることについて。

現人権擁護委員の若山雅子氏は、令和8年3月31日をもって任期満了となり、引き続き人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

○議長（若山照洋君）

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は、若山雅子さんを適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。

したがって、若山雅子さんを適任とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

これで令和7年12月大治町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時57分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 若山 照洋

署名議員 手嶋 いずみ

署名議員 後藤田 麻美子